

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	臨時老人薬剤費特別給付金	事業開始年度	平成11年度	作成責任者		
担当部局庁	保険局	担当課室	高齢者医療課	吉岡 てつを		
会計区分	一般会計	上位政策	医療保険制度の適切な運営に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	老人保健法(昭和57年法律第80号) 高齢者の医療の確保に関する法律附則(平成18年法律第83号)第32条	関係する計画、 通知等	「老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置(臨時老人薬剤費特別給付金)の取扱いについて」(平成11年6月22日老発第460号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成11年度において創設した臨時特例措置。 老人医療受給者が医療を受ける際に保険医療機関等に支払うべき薬剤一部負担金について、国が老人医療受給者に代わって保険医療機関等に支払うことにより、老人医療受給者の負担軽減を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	老人保健制度の対象者(70歳以上の医療保険加入者、65歳以上70歳未満の障害状態にある旨の認定を受けた医療保険加入者(以下、「対象者」という。))が医療機関(調剤薬局を含む)に対して支払うべき薬剤一部負担金相当額を国が代わって支給する。具体的な取り扱いとしては、 (1)国は、対象者に支払うべき支給金を審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会)を通じて、その受領の委任を受けた医療機関に支払うこととする。 (2)医療機関は、(1)の支給を以て老人の薬剤一部負担に充てるものとし、対象者から薬剤の一部負担を徴収しないものとする。					
実施状況	本事業は、平成11年7月1日～平成12年12月31日までの期間で実施された緊急的な措置である。当給付金の請求期間は既に終了しているが、過小請求・過大支払に対する返還請求については、例外的に平成25年度まで認められているため、毎年度予算措置を行っている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	0.257	0.137	0.137	0.137	0.137
	執行額	0	0	0		
	執行率	0.0%	0.0%	0.0%		
	総事業費(執行ベース)	0	0	0		
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	平成19年度以降は給付費の請求実績なし				
	見直しの 余地	平成25年度までは過小請求・過大支払に対する返還請求の可能性があるので、給付金に係る予算計上が必要。				
予算監視の 所見率化	老人保健法等に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省

A 社会保険診療  
報酬支払基金

B 国民健康保険  
団体連合会

C 医療機関

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

